令和　　 年　　 月　　 日

倉敷市長　　伊　東　香　織　　あて

住　所

商号又は名称

代表者　職・指名　　　　　　　　　　　　　㊞

機密保持誓約書

当社（以下「甲」という。）は、倉敷市に対し、倉敷市環境情報管理システム構築業務（以下「本業務」という。）に関して、倉敷市が提供・開示する機密情報の取扱いに関して、次のとおり誓約します。

記

1. 機密情報の範囲

本業務における機密情報とは、倉敷市が本業務を遂行する上で開示するすべての情報及び甲が本業務の作業上知り得た倉敷市の非公開情報をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、この限りではない。

1. 開示の時点ですでに公知のもの又は甲の責めによらず公知となった情報
2. 甲が事前に倉敷市の承諾を得て公開した情報
3. 第三者から機密保持義務を負うことなく甲が正当に入手した情報
4. 開示の時点ですでに甲が保持している情報
5. 開示及び本作業上知り得たすべての機密情報によらないで、甲が独自に創作した情報
6. 甲は、本業務を遂行する上で知る必要のある自己の役員及び従業員以外に、倉敷市から開示された機密情報を開示又は漏えいしてはならない。
7. 甲は、倉敷市から開示された情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
8. 甲は、倉敷市から開示された機密情報について複製が必要なときは、事前に倉敷市の承諾を受けるものとする。
9. 甲は、本業務を遂行する上で知り得る必要のある範囲内で第三者に機密情報を開示する場合は、事前に倉敷市の承諾を得た上で、第三者に開示するものとする。
10. 甲は、前項により、機密情報を開示する第三者に対し、本誓約と同様の機密保持誓約をさせるものとする。
11. 甲は、本業務を遂行する上で、すべての成果物等が第三者の著作権、特許権及びその他の権利を侵害しないよう適切な措置をとるものとする。
12. 前項の場合、第三者により倉敷市に対して著作権、特許権及びその他の権利侵害を理由として請求があった場合には、甲の自己の責任及び費用でこれを解決する。
13. 本誓約６で定める第三者が本誓約に違反した場合には、甲は第三者と連帯して、倉敷市に対して責任を負うものとする。
14. 甲は、倉敷市により請求された場合又は本業務が終了した場合には、機密情報に関する一切の書類、資料及びその複製品を速やかに倉敷市に返却するものとする。
15. 甲は、本業務を遂行する上で機密情報を知る必要のある自己の役員、従業員及び本誓約６で定める第三者に、本誓約の内容を遵守させるものとする。
16. 本誓約書に定める機密保持の期間は無期限とする。
17. 甲又は本誓約６で定める第三者が、本誓約のいずれかの規定に違反した場合又は倉敷市の機密を漏えいしたことが明らかになった場合には、甲は、倉敷市に直接生じた通常の損害に対して、賠償の責めを負うものとする。

以上